

netXCloud(type-S)に関する契約約款

第1章 総則

第1条 (契約の適用)

1. SCSK 株式会社（以下、「当社」という）は、この netXCloud (type-S) に関する契約約款（以下、「本約款」という）に定めるところにより、本サービスを提供します。
2. 当社は、本約款とは別に個別規定を定める場合があります。個別規定の取り決めは、本約款に優先して適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本約款において、以下の通り用語を定義します。

- (1) 「netXCloud」
本サービスの呼称。
- (2) 「本サービス」
当社が提供するホスティング型サービスであり、サーバ、ネットワーク機器、ストレージ等のハードウェアリソース又は OS、データベース等のミドルウェア機能又は各種アプリケーション機能およびそれに付帯する運用・保守を提供するサービス
- (3) 「従量型サービス」
お客様のサービス利用実績に基づき請求金額を都度確定させる、事前に一定の利用期間や一定の利用料金を定めず提供するサービス形態
- (4) 「定額型サービス」
お客様のサービス利用実績にかかわらず、事前に一定の利用期間や一定の利用料金を確定させて提供するサービス形態
- (5) 「本サービス利用契約」
本サービスをお客様が利用するに当たり、本約款に従って当社とお客様の間で取り交わされる本サービス利用に関する契約
- (6) 「個別規定」
本約款又は本サービス利用契約の他に、当社とお客様との間で締結される特別な契約
- (7) 「電気通信サービス」
電気通信をおこなうための機械、器具、線路その他の電氣的設備（以下「電気通信設備」という）を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- (8) 「お客様」
本サービスの提供を受ける契約主体
- (9) 「お客様等」
お客様およびお客様の従業員等、本サービスを利用する第三者
- (10) 「ログイン ID」
お客様等を認識するために用いられる符号であり、可変でないもの
- (11) 「パスワード」
ログイン ID と組み合わせてお客様を認識するために用いられる符号であり、可変のもの
- (12) 「サービス仕様書」
本サービスの内容、運用・技術面での提供条件を定めたもの
- (13) 「テンプレート」
OS または OS とミドルウェアを組み合わせてインストールした状態のサーバイメージ
- (14) 「ライブラリ」
サーバにインストールするための本サービスで利用可能なソフトウェア群

第3条 (サービスの提供地域)

本サービスの提供地域は日本国内とします。

- 第4条 (サービスの種類等)
本サービスのカテゴリー名称、サービス種別、品目等は、別途定めるサービス仕様書および個別規定のとおりとします。
- 第5条 (サービスの提供)
1. 本サービスの内容はサービス仕様書の定めるところによります。また、個別規定を定めた場合には個別規定の内容を適用するものとします。
 2. 当社は本サービス提供に当たり、お客様のデータを複製、バックアップ、改変又は翻訳等を行うことがあります。
 3. お客様は本サービスの状況等の情報を当社に求めることができます。
 4. 当社は、本サービスに直接関係のない情報をお客様に提出する義務はありません。
- 第6条 (再委託)
1. 当社は、本サービスを提供するに当たり、業務の一部又は全部を第三者に委託することがあります。
 2. 前項の場合、当社は第三者に対して本約款と同等の義務を負わせるものとします。
- 第7条 (本サービスの変更)
1. 当社は、本サービスの内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本サービス仕様によります。
 2. 当社は、前項の当該サービスの変更がある場合、直ちにお客様に対してその内容を通知します。
 3. 前1項又は次の各号の場合において、当社は本サービスの一部又は全部を廃止できるものとします。
 - (1) 廃止日の60日前までにお客様に通知をした場合
 - (2) 天災等の予測や回避が不可能な事態が原因で、サービス提供が不可能となった場合
 - (3) 本サービス用設備のうち、当社が製造に関与しないハードウェア、ソフトウェア等のライセンス、製造又はサポートが停止となった場合
 - (4) 本サービス用設備を構成するハードウェア、ソフトウェアの供給元が本約款第28条（お客様、当社双方による契約の解約）第2項の各号に該当する事態となった場合

第2章 契約

- 第8条 (契約の単位)
お客様が本サービスのうち複数のサービスを利用しようとする場合は、利用するサービス毎に当社と本サービス利用契約を締結するものとします。
- 第9条 (契約期間)
1. 本サービスの従量型サービスには原則として契約期間の拘束はありません。
 2. 本サービスの定額型サービスには契約期間を拘束する最低契約期間の定めがあります。
 3. 前項の最低利用契約期間は、第10条（本サービスの契約成立）で取り決める利用開始月から起算して1ヶ月とします。
 4. 本サービス利用契約を更新したときにおける更新後の最低利用契約期間は、更新される月から起算して1ヶ月又は新たに更新する本サービス利用契約で取り決める期間とします。
- 第10条 (本サービスの契約成立)
1. 本サービスの利用契約は、お客様が当社の定める方法により利用申込をし、当社がそれを承諾したときに成立するものとします。
 2. 前項の申込をもって、お客様が本約款の内容を確認し、承諾したものとみなします。
 3. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合は、お客様の利用申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) お客様が、その利用申込みに係わる契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかなき
 - (2) お客様が、第25条（サービス提供の停止）第1項に該当するとき
 - (3) その他、前各号に準ずる場合で、当社が本サービスの契約締結を適当でないと判断したとき
- 第11条 (約款の変更)
1. 当社は本約款の内容を変更することがあります。その場合、当社は変更施行日より60日前までにお客様に通知するものとします。
 2. 本約款の変更が施行された日から、本サービス利用契約は変更後の内容が適用されるものとします。
- 第12条 (本サービス利用契約内容変更等)
お客様が本サービス利用契約の内容に関する変更を希望する場合、お客様は当社の定める方法により変更申込みをするものとし、当社は第9条（契約期間）および第10条（本サービスの契約成立）の規定に準じて取り扱います。

第13条 (権利譲渡の禁止)

お客様および当社は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本サービスの契約に基づくいかなる権利義務を第三者に譲渡することはできません。

第14条 (お客様の地位の承継)

1. お客様に法人合併等による地位の承継があったときは、合併等後存続する法人もしくは合併等により設立された法人は、承継の日から1ヶ月以内に承継したことを証明する書類を添えて当社に書面により届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出があった場合に、承継した法人が第10条(本サービスの契約成立)第3項各号のいずれかに該当するときは、ただちに承継した法人との契約を解約することができるものとします。

第15条 (契約者の名称等の変更)

お客様は商号、代表者又は住所等に変更があったとき、すみやかにその旨を当社に届出るものとし、必要に応じてその事実を証明する書類を提出することとします。

第3章 利用管理

第16条 (インターネット利用条件)

1. お客様は本サービスの利用に際し、ドメイン名はインターネット公的機関より割り当てられたものを、グローバルIPアドレス(以下「IPアドレス」という)は原則として当社より提供されたもの、又はインターネット公的機関より割り当てられたものを使用することを原則とします。ただし、当社がその必要を認めた場合に限り、お客様が指定するIPアドレスを使用できます。
2. IPアドレスはお客様が厳重に管理するものとし、これらの不正利用により、当社又は第三者に損害を与えることのないよう万全の予防策を講じておかななくてはならないものとします。
3. お客様は、当社又は第三者に対し、IPアドレス不正使用に起因する全ての損害について責任を負うものとします。
4. IPアドレスが第三者によって不正に使用されたことを知ったときは、お客様は直ちに当社に対しその旨を通知するものとします。
5. 本サービスの利用において当社が提供したIPアドレスを用いたサービスを利用している場合、そのサービス契約が終了した日以降、お客様は当社が提供したIPアドレスを使用してはならないものとします。

第17条 (ログインID・パスワードの取扱)

1. お客様はお客様等や当社従業員に対して、本サービス利用契約に基づき開示する場合を除き、ログインIDおよびパスワードを第三者に対して開示、公開、貸与等をしないものとします。ならびに、お客様はログインIDおよびパスワードを厳重に保管し、パスワードを変更運用等の管理を実施するものとします。
2. 当社は、お客様のログインおよびパスワードの利用によりなされた行為の全てをお客様の行為とみなし、ログインIDおよびパスワードの管理不備等により生じた一切の責任を負わないものとします。
3. 第三者がログインIDおよびパスワードを用いた場合、それによりなされた行為はお客様の行為とみなします。それによりなされた行為に起因し当社又は第三者に対して発生した損害は、お客様が損害を補填するものとします。ただし、当社の責に帰すべき理由により生じた損害に関してはこの限りではありません。

第18条 (作業の受付)

1. 当社は、お客様から次の要請がある場合に限り、当社の定める規定に従いお客様のシステムに対し次の作業を実施します。
 - (1) 本サービス利用契約で取り交わされた作業
 - (2) 別途お客様と当社の間で取り決めた作業
2. お客様の要請に基づいて当社が行った前項の作業により、お客様のシステムに保持するデータ等に滅失又は毀損が生じたとしても、当社はお客様に対しいかなる責任を負いません。ただし、当社の故意又は重過失が原因の場合、この限りではありません。

第19条 (情報の取り扱い)

1. お客様は、お客様が利用する本サービス用サーバのデータ領域(データ保管空間)内(以下「お客様のデータ領域内」という)における、お客様のアプリケーション、データ、又はオペレーション等の行為、およびその結果について、お客様がその行為を行ったか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. お客様のデータ領域内に登録されたデータについては、お客様の責任においてバックアップ等を行うものとし、当社は何ら保証せず、責任を負わないものとします。
3. お客様は、お客様のデータ領域内に係る紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又は第三者に迷惑を掛けず、何らの損害を与えないものとします。

第20条 (データ等の消去)

1. 当社は、データ等が本サービス利用契約により取り決めたしきい値を超えた場合、又は本約款第22条(禁止行為)に抵触する行為に関連するものであった場合、若しくは同条4項又は5項に該当する場合、お客様の同意を得ることなくデータ等の削除又は登録および更新を停止することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の削除又は登録および更新の停止により生じた損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。

第21条 (契約終了時のデータ等)

1. 当社は、本サービスの利用期間が終了した場合、若しくは本約款第26条(お客様による契約の解約)、第27条(当社による契約の解約)又は第28条(お客様、当社双方による契約の解約)の契約解約により本サービス利用契約が終了した場合、お客様のデータ領域内のデータ等を削除します。
2. 当社は、前項に基づくデータ等の消去により生じた損害に関しては、一切の責任を負わないものとします。

第22条 (禁止行為)

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) 本サービスの運営を妨げる行為
 - (2) 犯罪行為若しくは犯罪行為を助長する行為、又はそれらのおそれがある行為
 - (3) 当社又は第三者の著作権その他知的財産権を侵害する行為
 - (4) 当社又は第三者の名誉、信用、プライバシー等の人的利益を侵害する行為
 - (5) 当社又は第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為
 - (6) コンピュータウイルス等の他人の業務を妨害し若しくはそのおそれのあるコンピュータプログラムを本サービスに利用して使用したり、第三者に提供したりする行為またはそのおそれのある行為
 - (7) 風俗営業等の規制および適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗営業、特殊営業、またはそれらに類似する行為
 - (8) その他他人の法的利益を侵害し、公序良俗に反する行為、又は法令に違反する行為
 - (9) その他本サービスの提供において不相当であると判断する行為
2. お客様は、前項各号の行為が行われている事実を確認した場合、又は当該行為が行われている可能性があると判断した場合、ただちに当社にその事実を通知するものとします。
3. 当社は、本サービス内で本条第1項各号の行為が行われていることを知った場合、お客様の事前の同意を得ることなく、当該行為が行われているサービスの一部又は全部を停止、又は当該行為に関連する情報を削除することができるものとします。
4. 当社は、前項の場合にかかわらず監督官庁又は捜査機関よりお客様等に対して指導、摘発、注意又は照会を求められた場合、お客様への事前の同意を得ることなく当該機関に対し、お客様等の情報を提供又は開示し、当該行為が行われているサービスの一部又は全部を停止、又は当該行為に関連する情報を削除することができるものとします。
5. 前項の対応は第三者からの指摘、クレームに対しても当社がその指摘等が適当であると判断した場合にも適用するものとします。ただし、当社はお客様等と第三者との間に介在し仲裁、調停等をする義務を負うものではなく、お客様等と第三者との紛争に関しては、お客様の責任において解決するものとします。
6. 前3項の事態が発生したのち、本条第1項の行為が是正された状態になったとしても、当社は削除された情報を復元させる義務は負いません。

第4章 利用停止および契約解約

第23条 (非常時における利用の制限)

当社は、天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限、若しくは中止する措置を取ることがあります。

第24条 (サービス提供の中断)

1. 当社は、電力、電気通信事業者による電気通信サービス提供の中止、又はその他不可抗力に基づく事由および保守・保全のためのやむを得ない事由により、本サービスの提供を行うことが困難になる場合、本サービスの提供を中断することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、その1ヶ月前迄にその旨と中断期間をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条 (サービス提供の停止)

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて本サービスの提供を停止することができ

るものとします。

- (1) 本サービスの料金等契約上の債務を指定した支払期日を経過しても支払わないとき
- (2) 本サービスの契約等お客様の利用申込みに係る手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (3) 第22条（禁止行為）に違反したとき
- (4) 本サービスの契約に違反する行為で、当社の本サービスの提供または業務の遂行妨害、あるいは当社の電力・電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
- (5) 前各号の掲げる事項のほか、当社がこの規定に違反する行為若しくは当社が停止する必要があると判断したとき

2. 当社は、本サービスの提供を停止しようとするとき、お客様に対して、あらかじめ停止期日及び期間を書面等にて通知するものとします。但し、緊急事態等やむを得ない場合は事後に通知します。

第26条（お客様による契約の解約）

1. お客様が本サービス利用契約を解約しようとするときは、当社に対し解約の日の1ヶ月前までに解約する旨、書面で通知するものとします。この場合において、通知のあった日から当該通知において解約効力発生日とされる日までの期間が1ヶ月未満であるときは、解約の効力は当該通知があった日から1ヶ月を経過した日に生じるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、お客様は、第23条（非常時における利用の制限）又は第24条（サービス提供の中断）に規定する事由が生じ、本サービスを利用できなくなったことにより本サービスの契約の目的を達することができないと判断したときは、当社に書面で通知することにより本サービス利用契約を解約することができるものとします。この場合、本サービス利用契約の解約効力発生日は、当社に通知が到着した日に生じるものとします。
3. 第1項の規定にかかわらず、第7条（本サービスの変更）第3項の規定により本サービスの一部が廃止される場合に、廃止の日までにお客様が当該サービスの本サービス利用契約内容の変更を行わず、その廃止によって当該サービスの提供が不可能となるときは、当該サービスの廃止の日に当該サービスの本サービス利用契約の解約があったものとみなします。

第27条（当社による契約の解約）

1. 第25条（サービス提供の停止）の規定により本サービスの提供を停止されたお客様が、直ちに若しくは相当期間内にその停止原因となった事由を解消しないとき、当社はお客様に対し本サービス利用契約を解約することがあります。
2. お客様が第25条（サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき、当社は、前条の規定にかかわらず本サービスの提供の停止することなく本サービス利用契約を解約することがあります。
3. 当社が前2項の規定により本サービス利用契約を解約しようとするときは、お客様に対し書面等によりその旨を通知します。

第28条（お客様、当社双方による契約の解約）

1. お客様および当社は、相手方に本約款又は個別規定に違反する行為があり、書面等による催告後、1ヶ月以内に当該違反が是正されない場合は、直ちに本約款および本サービス利用契約を解約することができます。
2. お客様および当社は、相手方に次の各号の事由が生じた場合には、催告なしに直ちに本約款を解約できるものとします。
 - (1) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、特別清算、開始の申立て、または公売処分を受けたとき
 - (3) 銀行あるいは手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 営業停止、営業免許、営業登録の取り消し等行政上の処分を受けたとき
 - (6) 財務状況の悪化、若しくはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき
 - (7) 総会屋、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関連団体およびその他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）であるとき、または反社会的勢力等であったとき
 - (8) 役職員又は主要な出資者が、反社会的勢力等の構成員であるとき、またはあったとき。
 - (9) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、相手方に対して詐術、暴力的行為、不当要求または脅迫的言辞を用いたとき
 - (10) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、相手方の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのあると認められるとき

- (1 1) 自らまたは反社会的勢力等を利用し、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をし、または妨害するおそれのあると認められるとき
 - (1 2) その他本約款を継続しがたい重大な事由が生じたとき
3. 本条により本契約が解除された場合、契約の解除を受けた当事者は、当然に期限の利益を失い、相手方に対する一切の債務を直ちに履行するものとします。

第5章 料金等

第29条 (料金等)

本サービスの料金および関連費用（以下「料金等」という）は、本サービス一覧又は個別規定に定めるところによります。

第30条 (料金の種類等と支払い義務)

1. 料金の種類は次のとおりとします。
 - (1) 初期費用
 - (2) 月額費用
 - (3) 従量課金費用
 - (4) 一時費用
2. 初期費用とは、お客様が本サービスを利用するために必要な初期の登録、設定作業等に要するところの費用のすべてをいうものとします。お客様は、当社に対して初期費用全額を本サービスの開始月又はその作業等の完了月に一括して支払うものとします。
3. 月額費用とは、お客様が本サービスを利用することにかかる定額の月額料金をいうものとします。お客様は当社に対して月額料金を、本サービスの提供を開始した月から起算して契約の終了する月までの期間について支払うものとします。
4. 従量課金費用とは、お客様が本サービスの利用にあわせ、その利用量に応じてかかる変動の課金料金のすべてをいうものとします。お客様は、当社に対して課金料金を本サービスの提供を開始した月から起算して契約の終了する月までの期間について支払うものとします。
5. 一時費用とは、お客様が本サービスを利用するにあたって必要とする、お客様固有の付帯開発、支援サービス、工事、作業等別途当社に委託することに要して発生する費用、およびその他一時的に発生するお客様が負担すべき費用すべてをいうものとします。お客様は当社に対して一時費用を、当社からの請求に基づき支払うものとします。
6. お客様の契約内容変更等の申込みにかかる初期費用は、本条第2項に準じて支払うものとします。

第31条 (料金の計算)

1. 従量型サービスにおける料金の計算は次号の定めに従います。
 - (1) 料金の計算は毎月20日を締め日とした利用実績に従って計算し、当該月に請求するものとします。
2. 定額型サービスにおける料金の計算は次号の定めに従います。
 - (1) 料金の計算は毎月20日を締め日とした月を最低単位とし、日割り計算は行いません。
 - (2) お客様の申込みにより、サービス内容を変更した場合（変更前の内容を締結した本サービス利用契約が、契約期間を経過する前に行われた場合を除く）における当該月の月額費用は変更後の内容を適用します。

第32条 (料金等の支払い)

1. 当社は、当社が定める方法により、本サービスの料金等をお客様に請求します。
2. 前項の定めにより料金等の請求を受けたお客様は、当社の指定する支払期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第33条 (契約変更に伴う違約金)

お客様は、最低利用契約期間が経過する前に（以下「契約の満了前」という）に、第12条（本サービス利用契約内容変更等）の規定により本サービス利用契約の内容を変更する場合（第7条（本サービスの変更）第3項に規定する通知を受けたお客様が、サービス廃止に係る契約内容の変更を行う場合を除きます。）、当該変更後の本サービス利用契約の月額費用の額が変更前の月額費用の額を下回るときは、契約内容の変更月から最低利用契約期間満了月（以下「契約の満了月」という）までの期間に対応するその差額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。

第34条 (契約解約に伴う違約金)

1. お客様は、本サービスの利用を開始するより前にお客様の責めに帰すべき事由により本サービスの契約を解約した場合、本サービス利用契約に係る月額費用に相当する額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。お客様が既に初期費用を支払っている場合は、当社は支払われた初期費用を返金しないものとします。
2. お客様は、契約の満了前に本サービスの契約を解約した、又は解約された場合（第26条（お客様による契約の解

約)第2項又は第3項、および第28条(お客様、当社双方による契約の解約)の規程による解約を除きます。)は、解約月又は解約月から契約の満了月までの期間に対応する本サービス利用契約に係る月額費用の総額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。

第35条 (利用不能の場合における料金等の精算)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、お客様が本サービス利用契約に係る本サービスの内、定額型サービスをまったく利用できない状態にあることを知った時刻(又は知りうべき時刻)から連続して24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用することができなかった時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に、本サービス利用契約において当該サービス利用不能に該当する対象サービス品目(以下「利用不能サービス」という)に係る月額費用(1ヶ月相当額)の30分の1を乗じて得た額を、お客様の請求に基づき減額します。
2. お客様は、前項の請求をし得ることとなった日から3ヶ月以内に当社に対し当該請求を行わなかったときは、その権利を失うものとします。

第36条 (違約割増金等)

1. お客様が本サービスの料金等の支払いを故意に免れたとき、お客様は、その額に加え、その相当する額と同額を違約割増金として当社に支払うこととします。
2. 当社は、第25条(サービス提供の停止)の規定により、お客様に対する本サービスの提供が停止する事態になった場合であっても、本サービスの利用料金の算出については当該サービスの利用があったものとして取り扱い、お客様はその期間中の月額費用および発生する従量課金費用の支払うこととします。

第37条 (延滞損害金)

お客様が料金その他の当社に対する債務について支払い期間を経過してもなお支払わない場合、お客様は、支払い期日の月から支払いの月までの期間に対し年14.6%の割合で計算される延滞損害金を当社に支払うものとします。

第38条 (消費税)

お客様が当社に対し本サービスの料金等を支払う場合、消費税法及び関連法令により、当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるときは、お客様は、当社に対し所定の消費税額及び地方消費税額を支払うものとします。

第39条 (端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第6章 損害賠償

第40条 (損害賠償)

1. お客様は、本サービス利用を原因として、又は当社の設置場所若しくはネットワーク経由で行った作業が原因とする等、お客様の責めに帰すべき事由によって当社又は第三者に生じさせた損害については、お客様は当社又は第三者に対しその損害賠償の責に任じるものとします。
2. 当社が、本サービスの内、定額型サービスの提供を当社の責めに帰すべき事由により怠ったときは、本サービスが全く提供できないことを当社が知った時刻(又は知りうべき時刻)から起算して、連続して24時間以上その状態が継続したときに限り、当社はお客様に対しその事由により生じた直接損害につき賠償に応じるものとします。
3. 前項の損害賠償の限度額は、本サービスが全く提供できないことを当社が知った時刻(又は知りうべき時刻)から、本サービスの提供が可能になったと当社が確認した時刻までの時間を24で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます)に、本サービス利用契約において利用不能対象サービスに該当する月額費用に相当する額(1ヶ月相当額)の30分の1を乗じて算出した額とします。ただし、算出した額が損害対象サービスの月額費用に相当する額(1ヶ月相当額)を超える場合、損害対象サービスの月額費用を最高限度額とします。
4. 電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して、当社が本サービスの提供ができなくなった場合、提供できなくなった本サービスに直接関与する契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から損害賠償額を受領できる場合に限り、当該損害賠償額を限度とするものとし、当社は、その受領した損害賠償額を基準に直接関与する該当契約者全員に現実に発生した損害額に個々の契約者に現実に発生した損害額を按分した額を賠償するものとします。
5. お客様が当該損害賠償請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに、当社に対し当該賠償請求をしなかったときは、お客様はその権利を失うものとします。

第41条 (免責)

1. お客様および当社は、天災、地変その他の不可抗力に基づく事由により本サービスが本約款および本サービス利用契約の定めとおりの遂行できなかつた場合、お客様および当社は相手方に対しいかなる責任を負わないものとします。

2. お客様が本約款および本サービスの提供を受けることに関連して、お客様が被った直接もしくは間接の損害については、当社はおお客様に対し、前条第2項乃至第4項に該当する場合を除き、いかなる責任も一切負わないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社は第23条（非常時における利用の制限）、第24条（サービス提供の中断）、第25条（サービス提供の停止）および第27条（当社による契約の解約）第2項に係わる本サービスの提供不履行に起因したお客様の損害については、お客様に対しいかなる責任を一切負わず、免責されるものとします。
4. 次の各号のいずれの場合でも、当社の本サービスの責任範囲外となり、当社はおお客様に対しいかなる責任を負わないものとします。
 - (1) お客様が当社の設置場所若しくはネットワーク経由で行った作業が原因となって生じた本サービスの利用上の障害、その他の問題
 - (2) 通信回線の障害、お客様のシステム自体の不具合・障害、お客様の端末の誤操作・障害等に基づく本サービスの不履行
 - (3) 本サービス設備等を構成するハードウェア、ソフトウェア、テンプレート、ライブラリ等に関するバグ、不具合、瑕疵による障害
 - (4) 善良なる管理者の注意をもってしても防御しえない本サービス設備等への第三者による不正アクセス又はアタック又は通信経路上の傍受による損害

第7章 保守

第42条（設備の修理又は復旧）

本サービス用通信回線に障害が発生した場合、又は本サービス用通信回線が滅失した場合、当社は本サービス用通信回線の貸主である電気通信事業者の修理基準に従って修理し、復旧させます。

第8章 雑則

第43条（機密保持）

1. お客様および当社は相手方の技術上または営業上その他一切の情報のうち、開示者から「機密」である旨表示された有形的・電子的な媒体により提供されたもの、又は、「機密」である旨を告知されたうえで口頭・視覚等で開示され、開示後10日間以内に「機密」である旨開示者が書面で指定した機密情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者（被開示者の親会社、子会社および関連会社を含む）に開示若しくは漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではありません。
 - (1) 開示の時点で被開示者が既に知得していたもの
 - (2) 開示の時点で公知のものおよび開示を受けた後に被開示者の責によらずに公知となったもの
 - (3) 開示を受けた後に被開示者が機密情報とは無関係に独自に開発したもの
 - (4) 被開示者が機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
 - (5) 法令に基づき官公庁から開示を義務付けられたもの
2. 本条の規定は本約款の有効期間中はもとより契約の終了後その効力を2年間有するものとします。

第44条（第三者に対するサービスの提供）

1. お客様は、本サービスを利用して、第三者にサービスを提供する場合は、当社が別途定める方法により当社の承諾を得るものとします。
2. お客様は、前項の第三者にサービスを提供する場合は、お客様は自らの責任と費用で行うものとし、お客様と第三者の間の取引行為およびその内容について、当社はいかなる責任を負わないものとします。

第45条（相殺）

当社がおお客様に対して債務を有する場合、当該債務の弁済期の到来の如何にかかわらず、当社は、おお客様に対する債権の対当額と当該債務を相殺することができるものとします。

第46条（おお客様への通知等）

1. 本サービスの契約について当社がおお客様に対して行う通知その他の連絡（以下「通知等」という）は、お客様が当社に届け出ている連絡先に事前に定めた方法により行うものとします。
2. 当社がおお客様に通知等を行った場合に前項の連絡先が事実とは異なるために通知等がおお客様に到達しなかったとき、あるいは前項の連絡先に連絡がとれないときは、ファックス若しくは電子メールを用いて通知します。その通知等が通常到達すべきときにお客様に到着したものとみなします。

第47条（契約の有効期間）

本約款の有効期間は、本約款の締結の日から1ヶ月とします。ただし契約期間満了の1ヶ月前までにお客様又は

当社からの文書による解約の申し入れがない場合は、自動的に 1 ヶ月延長されるものとし、その後も同様とします。

第 48 条 (契約優先順位)

1. 本約款は、本約款の締結以前にお客様当社の間で取り交わされた本約款に関するすべての取り決めに優先して適用されるものとします。
2. 別途お客様と当社の間で締結された個別規定の取り決めは、本約款に優先して適用されるものとします。

第 49 条 (協議)

本サービスの契約の内容に疑義が生じた場合および本サービスの契約に定めがない事項については、お客様当社協議のうえ、信義誠実の原則に則り円満に解決するものとします。

第 50 条 (管轄裁判所)

本サービスの契約についてお客様当社間に紛争が生じ円満に解決しない場合は、東京地方裁判所をその訴訟に関する第一審の専属管轄裁判所とします。

本約款は 2011 年 11 月 30 日から効力を生じるものとします。